

漂着ごみ対策総合検討業務
民間競争入札実施要項

平成 27 年●月

環境省

目 次

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項	3
2. 実施期間に関する事項	5
3. 入札参加資格に関する事項	5
4. 入札に参加する者の募集に関する事項	6
5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項	7
6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項	8
7. 民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により民間事業者が講ずべき措置に関する事項	8
8. 民間事業者が本業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により民間事業者が負うべき責任に関する事項	12
9. 対象公共サービスの評価（法第7条第8項に規定する評価）に関する事項	13
10. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項	13
別紙1	… 仕様書
別紙2	… 漂着ごみ対策総合検討業務アンケート
別紙3	… 提案書類
別紙4	… 評価項目一覧表
別紙5	… 従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項
別紙6	… 環境省組織図

漂着ごみ対策総合検討業務
民間競争入札実施要項

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

前記を踏まえ、環境省は、公共サービス改革基本方針（平成26年7月11日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された漂着ごみ対策総合検討業務（以下「本業務」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項

（1）本業務の目的

平成21年7月15日に「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」が施行された。漂着ごみ対策を適切に進めていくには、我が国の海岸に存在する漂着ごみの量や分布を把握する必要がある。また、今後漂着ごみの発生源対策を進めるためには、全国の代表的な海岸において漂着ごみの組成や種類、起源等の情報を収集することが重要である。

このため、本業務においては、地方公共団体、既存の民間団体が行った既存の調査結果等を積極的に活用するとともに、全国の代表的な海岸において独自のモニタリング調査を実施し、漂着ごみに係る地理的・経年的な情報の収集に努めることとする。

また、微細化したプラスチック等のごみが海洋環境に与える影響についても、全国の代表的な海岸においてデータの収集と分析を行う。

更に、効果的な発生抑制対策に資するため、全国の優良な知見や情報を収集・整理し、その成果を都道府県に提供するとともに、普及啓発の効果を確認するため、高等学校等において海洋ごみの専門家による出前講座を実施する。

（2）本業務の概要

● 漂着ごみの実態調査等

漂着ごみの回収実態等に係る調査、漂着ごみの総量の推計、全国の代表的な海岸における漂着ごみのモニタリング調査、ボランティアから提供されるデータの整理・分析、マイクロプラスチックに含まれる有害物質の抽出・分析、数値シミュレーションの実施、関連する会議の資料作成及びGISを用いた漂着ごみの回収・処理実績等のデータ化等を実施する。

● 発生抑制対策に係る調査等

漂着ごみの発生抑制や効果的な回収・処理の方法等について、国の機関、地方自治体、大学研究機関、民間等有する優良な知見・情報等を収集し、事例集等を作成する。また、普及啓発の効果を確認するため、年間10回程度、海洋ごみの専門家による出前講座を高等学校等で実施する。

- 検討会の開催
東京都内での漂着ごみ対策総合検討会の開催（年間2回程度）。
- 成果物の提出等
上記業務に関する報告書、業務概要等の提出等。

詳細は仕様書（別紙1）の通り。

（3）確保されるべき対象公共サービスの質及び水準

本業務の実施に当たり、サービスの質を確保するために、民間事業者が達成すべき目標（必要な水準）は以下の通りとする。ただし、事業者の責に帰すべき事由によらずに目標を達成できない場合はこの限りではない。

①普及啓発活動について

事項	測定方法	必要な水準
出前講座内容はわかりやすかったか。	出前講座傍聴者へのアンケート（別紙2-1）	肯定的回答の「とてもわかりやすかった」「まあまあわかりやすかった」が75%以上
海洋ごみについて関心を持ったか	同上	肯定的回答の「たいへん関心を持った」「すこし関心を持った」が75%以上
今後、海岸ごみの回収ボランティアなどがあれば参加したいか。	同上	肯定的回答の「ぜひ参加したい」もしくは「参加してみたい」が75%以上

②検討会の開催について

事項	測定方法	必要な水準
開催場所が適切だったか	検討会参加者へのアンケート（別紙2-2）	肯定的回答の「適切だった」が75%以上
開催日時、時間帯が適切だったか	同上	肯定的回答の「適切だった」が75%以上
本検討会の司会進行が円滑に行われていたか	同上	肯定的回答の「円滑に行われていた」が75%以上

③成果物について

事項	測定方法	必要な水準
本業務の各調査の結果が、今後の業務の参考になったか	全沿海都道府県39県へのアンケート（別紙2-3）	「大変参考になった」「参考になった」の肯定的回答が75%以上

(4) 契約の形態及び支払

- ① 契約の形態は、請負契約とする。
- ② 民間事業者が1.(2)に掲げる業務を完了したときは、環境省は当該業務の完了を確認するための検査を行った上で、請負契約に基づき民間事業者が実施する本業務の経費として、あらかじめ請負契約により約定された業務の請負報酬の額を民間事業者の請求に基づき、請求書を受領した日から起算して30日以内に支払うものとする。

2. 実施期間に関する事項

当該業務の実施期間は、契約締結日から平成30年3月31日までとする。

3. 入札参加資格に関する事項

- (1) 法第15条において準用する法第10条各号(第11号を除く。)に該当する者でないこと。
- (2) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。
 - ① 未成年者(婚姻若しくは営業許可を受けている者を除く。)、成年被後見人、被保佐人又は被補助人並びに破産者で復権を得ない者
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている場合は、これに当たらない。
 - ② 以下の各号のいずれかに該当すると認められ、契約担当官等が3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないこととした者(これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。)
 - (ア) 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき
 - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
 - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき
 - (カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき
 - (キ) この項(この号を除く。)の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき
- (3) 平成25・26・27年度競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」において、開札時まで「A」、「B」又は「C」等級に格付されている者であること。

- (4) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (5) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。
- (6) 環境省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (7) 入札説明会に参加した者であること。

4. 入札に参加する者の募集に関する事項

(1) 入札の実施手続及びスケジュール（予定）

入札公告：	平成 27 年 6 月中旬頃
入札説明会：	平成 27 年 6 月下旬頃
質問期限：	平成 27 年 7 月上旬頃
提案書類提出期限：	平成 27 年 7 月中旬頃
提案書に関するヒアリング：	平成 27 年 7 月中旬頃
企画提案書の審査等：	平成 27 年 7 月中旬頃
開札及び落札予定者の決定：	平成 27 年 7 月下旬頃
落札者の決定：	平成 27 年 8 月中旬頃
契約締結：	平成 27 年 8 月中旬頃

(2) 入札書類

入札参加者は、次に掲げる書類を別に定める入札説明書に記載された期日及び方法により提出すること。

① 提案書類（別紙 3）

総合評価のための業務の具体的な方法及びその質の確保等に関する書類（8 部）

② 入札書

入札金額（契約期間内のすべての本業務に対する報酬の総額の 108 分の 100 に相当する金額）を記載した書類

③ 委任状

代理人に委任したことを証明する書類。ただし、代理人による入札を行う場合に限り。

④ 競争参加資格審査結果通知書の写し

平成 25・26・27 年度における環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」について「A」、「B」又は「C」等級に格付され、競争参加資格を有する者であることを証明する審査結果通知書の写し。

⑤ 法第 15 条において準用する法第 10 条に規定する欠格事由のうち、暴力団排除に関する規定について評価するために必要な書類

(3) 開札に当たっての留意事項

- ① 開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うことができる。
- ② 電子調達システムにより入札書を提出した場合には、入札者又は代理人は、開札時刻に端末

の前で待機しなければならない。

- ③ 入札者又は代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。
- ④ 入札者又は代理人は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- ⑤ 入札者又は代理人は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- ⑥ 開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。電子調達システムにおいては、再入札を行う時刻までに再度の入札を行うものとする。なお、開札の際に、入札者又は代理人が立ち会わず又は電子調達システムの端末の前で待機しなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項

対象公共サービスを実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、提案書による評価（技術評価）と入札価格に対する評価（価格評価）を総合した評価による方式（総合評価方式）によるものとする。落札者決定に当たっての質の評価項目の設定は「評価項目一覧表」（別紙4）のとおりであり、その評価は環境省内に設置する評価委員会において行うものとする。

（1）落札者を決定するための評価基準

① 技術評価点（合計 200 点）

技術評価は、提出された提案書の内容が、本業務の目的・趣旨に添って実行可能なものであるか（必須項目審査：基礎点）、また、効果的なものであるか（加点項目審査：加点）について行い、基礎点と加点の合計点を技術評価点とする。

（ア）必須項目審査（基礎点：50 点）

「評価項目一覧表」（別紙4）の必須項目について審査を行い、そのすべてを満たしている提案には基礎点 50 点を与え、その 1 つでも満たしていない場合は失格とする。

（イ）加点項目審査（加点：150 点）

「評価項目一覧表」（別紙4）の項目のうち加点の対象とされている項目について審査を行い、効果的な取組となっている項目について、同表の基準により加点を付与する。

② 入札価格点（点数 100 点）

入札価格に対する評価点については以下の計算方法により、入札参加者が提示した入札価格に応じて得点が計算される。なお、価格点の配分は 100 点とする。

$$\text{入札価格点} = \text{価格点の配分} \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

（2）落札者の決定

- ① 上記3. の入札参加資格及び上記5.（1）①（ア）の必須項目をすべて満たし、入札参加者の入札価格が予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、当該入札参加者の申込みに係る上記5.（1）②の入札価格に対する得点と、5.（1）①の技術等の各評価項目の得点合計を合算して得た数値（総合評価点）の最も高い者をもって落札者とする。

- ② 開札後、落札者となるべき者が「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に規定する暴力団排除に関する欠格事由の運用要領について」における、警察庁への意見聴取の結果、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第10条第4号及び第6号から第9号までのいずれかに該当すると認められる場合には、当該落札者となるべき者の入札を無効とする。
- また、落札者となるべき者の入札価格によって、その者より当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち総合評価点が最も高い者を落札者とすることがある。
- ③ 落札者となるべき者が2者以上あるときには、直ちに入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札参加者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
- ④ 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。
- ⑤ 環境省は、落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名又は名称、落札金額等について公表するものとする。
- ⑥ 再度の入札公告によっても落札者となるべき者が決定しない場合又は再度の入札公告によると本業務の実施の準備に必要な期間を確保することができない等のやむを得ない場合には、本業務を環境省が自ら実施すること等ができる。この場合において、環境省はその理由を公表するとともに、官民競争入札等監理委員会（以下、「監理委員会」という。）に報告する。

6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

従来の実施に関する情報は、別紙5の通り。

7. 民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により民間事業者が講ずべき措置に関する事項

(1) 実績及び状況報告

本業務が適正に履行されていることを確認するため、民間事業者は、本業務の完了後に別紙1の記載のとおり報告書を提出するとともに、下記①及び②の報告を環境省に行うものとする。また、別途、環境省の必要に応じて報告等を求められた場合は、適宜対応するものとする。

- ① 民間事業者は本業務に関して、環境省に寄せられたクレームや問い合わせについて、環境省から報告を求められたときは、民間事業者はこれに応じなければならない。
- ② 民間事業者は本業務に係る不意の事故等については、迅速に対応すると同時に速やかに環境省に報告しなければならない。
- ③ 本業務に係る検査は、支出負担行為担当官が自ら又は補助者に命じて、契約書及び仕様書その他の関係書類に基づいて行うものとする。

(2) 調査

環境省は、本業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第26条

第1項に基づき、民間事業者に対して、必要な報告を求め、又は事務所等に立ち入り、本業務の実施の状況若しくはその帳票、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

立入検査をする環境省の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携行し、関係者に提示するものとする。

(3) 指示

環境省は、本業務を適正かつ的確に実施させるために必要があると認めるときは、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

なお、上記によらず、業務の質の低下につながる問題点を確認した場合は、指示を行うことができるものとする。

(4) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

① 業務の開始及び中止又は廃止

民間事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、環境省の承認を受けなければならない。

② 法令の遵守

民間事業者は、本業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

③ 再委託の取扱い

(ア) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

(イ) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合には、原則として、あらかじめ提案書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称・再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他業務の方法）について記載しなければならない。

(ウ) 民間事業者は、本契約締結後（イ）の提案書に基づき、又はやむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で環境省の承認を受けなければならない。

(エ) 上記（イ）及び（ウ）により、民間事業者が再委託先に業務を実施させる場合は、すべて民間事業者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責めに帰すべき事由については、民間事業者の責めに帰すべき事由とみなして、民間事業者が責任を負うものとする。また、再委託先については、民間事業者と同等の義務を負わせるものとする。

④ 談合等の不正行為に係る違約金等

(ア) 民間事業者は、次の各号の一に該当するときは、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として環境省が指定する期日までに支払わなければならない。

a 本契約に関し、民間事業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は民間事業者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が民間事業者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

b 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これ

らの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「民間事業者等」という。）に対して行われたときは、民間事業者等に対する命令で確定したものをいい、民間事業者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

c 納付命令又は排除措置命令により、民間事業者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が民間事業者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

d 本契約に関し、民間事業者（民間事業者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは独占禁止法第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

(イ) 前項の規定は、環境省に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、環境省がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(ウ) 民間事業者は、本契約に関して、上記（ア）の各号の一に該当することとなった場合は、速やかに当該処分等に係る関係書類を環境省に提出しなければならない。

⑤ 債権債務の譲渡の禁止

民間事業者は、本業務の実施により生じる権利又は義務の全部若しくは一部を環境省の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあってこの限りではない。

⑥ 秘密の保持

民間事業者は、本業務の実施により知り得た事項の機密を保持しなければならない。ただし、環境省に書面による承諾を得た場合、若しくは当該機密が次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

(ア) 知り得た際、既に公知となっている事項

(イ) 知り得た後、民間事業者の責に帰すべき事由によらず刊行物その他により公知となった事項

(ウ) 知り得た時点で、既に民間事業者が自ら所有していたことを書面で証明できる事項

⑦ 個人情報の取扱い

(ア) 民間事業者は、環境省から預託を受けた個人情報について、善良な管理者の注意をもって取扱う義務を負わなければならない。

(イ) 民間事業者は次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に環境省の承認を受けた場合は、この限りではない。

a 環境省から預託を受けた個人情報を第三者（再委託する場合における再委託先を含む。）に預託若しくは提供又はその内容を知らせること。

b 環境省から預託を受けた個人情報を本業務の目的の範囲を超えて使用、複製、又は改変すること。

- (ウ) 民間事業者は、環境省から預託を受けた個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- (エ) 環境省は、必要があると認めるときは、職員又は環境省の指定する者に民間事業者の事務所及びその他の業務実施場所等において、環境省が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、民間事業者に対して必要な指示をすることができる。
- (オ) 民間事業者は、環境省から預託を受けた個人情報を本業務の完了、廃止又は解除をした後に速やかに環境省に返還しなければならない。ただし、環境省が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- (カ) 民間事業者は、環境省から預託を受けた個人情報について漏洩、滅失、毀損、その他違反等が発生したときは、環境省に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- (キ) 上記（ア）及び（イ）の規定については、本業務の完了、廃止又は解除をした後であっても効力を有するものとする。

⑧ 属性要件に基づく契約解除

環境省は、民間事業者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (ア) 民間事業者の責に帰する事由により、民間事業者がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないと認められるとき
- (イ) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

⑨ 行為要件に基づく契約解除

環境省は、民間事業者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (ア) 暴力的な要求行為
- (イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (エ) 偽計又は威力を用いて業務を妨害する行為
- (オ) その他前各号に準ずる行為

⑩ 再委任契約等に関する契約解除

- (ア) 民間事業者は、契約後に再受任者等（再受任者及び共同事業実施協力者並びに民間事業者、共同事業実施協力者又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が⑧の（イ）から（オ）まで又は⑨の解除対象者であることが判

明したときは、直ちに当該下再受任者等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

(イ) 環境省は、民間事業者が、再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなく本契約を解除することができる。

⑪ 契約解除時の取扱い

(ア) 環境省は、上記⑧から⑩の規定により本契約を解除した場合は、これにより民間事業者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

(イ) 民間事業者は、環境省が上記⑧から⑩の規定により本契約を解除した場合においては、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として環境省が指定する期間内に支払わなければならない。

(ウ) 前項の場合において、契約保証金の納付が行われているときは、環境省は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。

⑫ 契約内容の変更

環境省及び民間事業者は、本業務を改善するため、又は経済情勢の変動、天災地変の発生、関係法令の制定若しくは改廃、その他契約の締結の際、予測できなかった著しい変更が生じたことにより本業務の実施が不相当と認められる場合は、協議の上、法第21条の手続を経て契約の内容を変更することができるものとする。

⑬ 業務の引継ぎ

(ア) 民間事業者は、契約期間前において環境省から確実に必要かつ十分な業務の引継ぎ等を行うこと。

(イ) 当該引継ぎに必要となる経費は、民間事業者の負担とする。

(ウ) 環境省は、業務の引継ぎ等が円滑に実施されるよう必要な協力を行うものとする。

⑭ 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と環境省が協議するものとする。

8. 民間事業者が本業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により民間事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項

本契約を履行するに当たり、民間事業者又はその職員その他の本業務に従事する者が、故意又は過失により、本業務の受益者等の第三者に損害を加えた場合には、次に定めるところによるものとする。

(1) 環境省が国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、環境省は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について環境省の責めに帰すべき理由が存する場合は、環境省が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

(2) 民間事業者が民法（明治29年法律第89号）第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について環境省の責めに帰すべき理由が存するときは、

民間事業者は環境省に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

9. 対象公共サービスの評価（法第7条第8項に規定する評価）に関する事項

（1）実施状況に関する調査の時期

環境省は、内閣総理大臣が行う評価の時期（平成29年6月を予定）を踏まえ、当該業務の実施状況については、平成29年3月末時点における状況を調査するものとする。

（2）調査の方法及び調査項目

環境省は、民間事業者が実施した本業務の内容について、その評価が的確に実施されるように、全沿海都道府県に対し、報告書を送付するとともに漂着ごみ対策総合検討業務アンケート（別紙2）によるアンケート調査を実施する。

（3）意見聴取

環境省は、本業務の実施状況の調査を行うに当たり、民間事業者から直接意見の聴取等を行うことができるものとする。

（4）実施状況等の提出

環境省は、平成29年5月を目途として、本業務の実施状況等を内閣総理大臣及び官民競争入札等監理委員会へ提出するものとする。

10. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項

（1）対象公共サービスの実施状況等の監理委員会への報告

環境省は、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

（2）環境省の監督体制

本業務に係る監督は、支出負担行為担当官が自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法において行うものとする。

（3）主な民間事業者の責務等

- ① 本業務に従事する者は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。
- ② 法第54条の規定により、本業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される。
- ③ 法第55条の規定により、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者、あるいは正当な理由なく、指示に違反した者は、30万円以下の罰金に処される。
- ④ 法第56条の規定により、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第55条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほ

か、その法人又は人に対して同条の刑が科される。

⑤ 民間事業者は、会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）第 23 条第 1 項第 7 号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第 25 条及び第 26 条により、同院の実地の検査に応じ、同院から直接又は環境省を通じて、資料若しくは報告等の提出の求めを受け、又は質問等の求めを受けた場合、これに応じなければならない。

漂着ごみ対策総合検討業務仕様書

1. 業務の目的

実施要項 1. (1) のとおり。

2. 業務の内容

A. 漂着ごみの実態及び現状の取り組みに係る調査等

漂着ごみの実態及び現状の取り組みに係る調査等として、以下の(1)～(7)の事業を行う。

(1) 海岸漂着物処理推進法施行状況調査等の実施

毎年度、美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成 21 年法律第 82 号。以下「海岸漂着物処理推進法」という。）施行後の海洋ごみ対策に係る成果、課題等のとりまとめを下記①～③により行う。

また、情報のとりまとめやアンケート調査の実施に際しては、平成 26 年度に実施した「漂着ごみ対策総合検討業務」（以下「平成 26 年度業務」という。）の報告書を参考にして、実施する。

なお、平成 26 年度業務の報告書については、環境省水・大気環境局水環境課海洋環境室にて閲覧可能である。

① 海岸漂着物処理推進法施行状況調査

環境省が都道府県に対して実施する海岸漂着物処理推進法施行状況調査の結果をとりまとめ、整理・分析する。

なお、アンケート調査の項目は、原則として下記のとおりとするが、最終的には環境省担当官と協議の上決定する。

ア) 地域計画の策定・検討状況、完成予定時期及び各地域計画の概要（第 14 条）

イ) 海岸漂着物対策推進協議会の組織状況（組織時期、会合開催回数、人数、構成員の肩書き）（第 15 条）

ウ) 海岸漂着物対策活動推進員の委嘱状況（委嘱時期、人数、肩書き、活動の内容）（第 16 条第 1 項）

エ) 海岸漂着物対策活動推進団体の指定状況（指定時期、団体数、指定団体概要、活動の内容）（第 16 条第 2 項）

オ) 発生の状況及び原因に関する調査の実施状況、検討状況（第 22

条)

- カ) ごみ等を捨てる行為の防止措置(措置の内容、対象)(第23条)
- キ) 民間の団体との連携、活動に対する支援の例及びその際の安全性確保のための配慮の実例(第25条第1項及び第2項)
- ク) 海洋ごみの処理等に関する環境教育の推進、普及啓発(第26条及び第27条)
- ケ) 海洋ごみの効率的な処理、再生利用、発生の原因の究明等に関する技術開発、調査研究等の成果の普及に有用な知見(第28条)
- コ) 都道府県及び管下の市町村における海洋ごみ対策に係る財源の種類と金額及び各財源を用いた回収量(財源毎に分けて記載させること。また、回収量については、各地方公共団体の実際の記録に合わせる形で、重量又は体積いずれかの単位で収集すること。なお、地方公共団体からの情報の収集及び収集した情報の集計に際しては、同一のごみが重量と体積で二重記載又は二重集計されることがないように十分注意すること)
- サ) 各地方公共団体の単独事業(都道府県単独事業及び市町村単独事業)で実施している海洋ごみ対策の概要(事業主体毎に分けて記載させること)
- シ) 各種取組を行うに当たっての現状又は将来的課題

② 漂着ごみの回収実態調査等

環境省担当者が都道府県から収集した事業実績(回収処理に係る契約単位毎又は個別の海岸・海域毎の詳細なデータ及び個別の発生抑制対策に係る詳細なデータ。全データ数は3,000件程度を想定。1件のデータ含まれる情報は25種類程度。エクセル形式で提供)を受領し、とりまとめるとともに、独自に漂着ごみに係る文献調査やNGO等に対するアンケート調査を実施し、得られたデータの整理・分析(回収処理事業3種(漂着ごみ、漂流ごみ及び海底ごみ)並びに発生抑制対策の計4種類について、各々25種類程度の情報を、都道府県単位(35程度)、地域単位(11程度)、全国単位で整理・分析し、全てについて図表を作成する)を実施する。なお、NGO等に対するアンケート調査の主な項目は以下のとおりであるが、詳細については、環境省担当官と協議の上決定する。また、環境省から受領するデータの具体的な項目、分析方法、分析結果については、環境省水・大気環境局水環境課海洋環境室にて閲覧可能である。

(調査項目)

- ・回収処理事業（漂着ごみ、漂流ごみ及び海底ごみ）
回収主体、回収場所、回収日時、回収量、回収したごみの組成等を想定
- ・発生抑制対策
実施主体、概要、実施場所、効果等を想定

なお、データの整理・分析に際しては、同一の事業実績が二重にカウントされることがないように、十分に注意する。（例えば、NGO 等が実施した事業に地方公共団体の補助金等が含まれている場合で、NGO 等及び当該地方公共団体の両者から、事業実績として本事業が報告される場合がこれに該当する。）

③ 漂着ごみの総量（漂着量）の推計

上記②で環境省担当者から受領したデータを活用し、前年度における全国の漂着ごみの総量（39 沿海都道府県毎の漂着量を推計。なお、海域特性の異なる海域を複数有する都道府県は、海域毎に漂着量を推計する。）を推計する。その際、平成 26 年度業務の報告書の考え方や結果、課題等を踏まえて、業務を行う。

なお、推計方法は以下の通りとするが、下記 C. 記載の検討会の意見を考慮して実施するとともに、環境省担当官が必要と認めた場合には、環境省担当官と協議の上、その決定に基づき実施するものとする。

（推計方法）

環境省から提供される漂着ごみ等の清掃活動実績を用いて、前年度の都道府県毎（ただし、海域特性の異なる海域を複数有する都道府県は海域毎に）の原単位を算定する。この原単位と都道府県の回収実績量を用いて都道府県毎（ただし、海域特性の異なる海域を複数有する都道府県は海域毎）の漂着量（前年度の海岸漂着物等の総量）を推計する。

なお、原単位の算定方法及び漂着量の推計方法は、平成 26 年度業務の報告書で用いた方法を採用する。また、過去に算出した平成 25 年度以前の漂着量についても、環境省担当官が必要と認めた場合は再推計を行う（資料については環境省が提供する）。

（2）海岸漂着物等の種類・組成等に係る調査

毎年度、全国の主要な海岸において海岸漂着物等の種類・組成等に係るモニタリング調査を行い、収集されたデータに基づき整理・分析・考察を行う。

(具体的には、海岸毎、海域毎、海流毎、地域毎の特性・特徴について、近隣諸国との関係も含めて、整理・分析・考察を行う。) また、高等学校等ボランティアから提供されたデータについても、整理分析を行う。

① モニタリング調査

我が国の海岸 12 箇所程度の調査地点において、海岸漂着物等の組成に係るモニタリング調査及びレジンペレット等のマイクロプラスチックの収集を行う。このうち2調査地点においては、レジンペレット等のマイクロプラスチックの収集のみを行う。

モニタリング調査の方法は平成 26 年度業務の報告書で用いた方法に準じる。なお、レジンペレット等のマイクロプラスチックについては各調査時点で 100 個以上採集することとし、具体的な採集方法については環境省担当官が指示する。また、調査地点は毎年度、C. の検討会の意見を踏まえ、環境省担当官と協議の上決定するものとする。

なお、回収した廃棄物の処理は請負者にて適切に行うこと。処理量は目安として業務全体で約 3.5t 程度(約 350kg×10 箇所×1 回、過去の環境省調査より算出)が想定される。

② ボランティアから提供されるデータの整理・分析等

環境省が指定する高等学校等のボランティアから提供されるデータを整理・分析する。(毎年度、20 程度のボランティアからデータが提供されることを想定)。

なお、これらボランティアに対しては、データの質と調査時の安全を確保するため、以下の消耗品に加えて、現場での活動に必要な保険費、茶菓代(飲料水、軽食)、交通費及び回収した廃棄物の処理費用等を提供する。この際、提供する漂着ごみ調査マニュアル及び記録紙の様式については、環境省が決定する。また、事業の途中でボランティアに提供する消耗品に変更が生じた場合は、環境省担当官と協議の上、変更の可否及びその内容を決定する。

ア) 漂着ごみ調査マニュアル(見開き 10 頁程度のものを各年度 30 部程度。紙質は必要に応じて防水加工を施す)

イ) レジンペレット採集マニュアル(見開き 6 頁程度のものを各年度 30 部程度。紙質は防水加工が施されたものに限る)

ウ) 記録紙(2 頁程度のものを各年度 60 部程度。紙質は、防水加工が施されたもので、鉛筆又は防水性のボールペン等で記載できるものに限る)

エ) 軍手及びピンセット(各年度 200 セット程度)

オ) 漂着ごみ回収用の袋（各地方公共団体が回収可能なもの及びレジ
ンペレットの保存袋。各年度、適宜）

③ とりまとめ

環境省担当者と協議の上、平成 26 年度業務の報告書に倣って、上記
①及び②で収集又は提供されたデータの整理・分析・考察を行う。

(3) 統計学的妥当性の検証

毎年度、上記（1）及び（2）については、使用したデータ数、データの
取り扱い方法、とりまとめ方法等について、統計学的な観点か環境省が指定
する専門家による検証を行う。また、検証の結果、必要があれば既存の推計
方法等を見直す。

(4) 漂着ごみ等生態系影響把握調査（マイクロプラスチックが吸着した有害物
質の分析）

毎年度、本事業又は他の事業で収集若しくは提供されたレジ
ンペレット等のマイクロプラスチック（海岸、沿岸海域及び我が国周辺沖合海域で毎年度
30 地点程度、1 地点あたり 5 試料程度で 150 試料程度を想定）に含まれる 2
種類程度の POPs（残留性有機汚染物質）等の抽出・分析を行う。また、当該
分析を実施する際、必要であれば試料中のマイクロプラスチックと混合した
他の物質との選別を実施する。更に、当該分析の結果と国内外の文献を調査
した結果を踏まえて、我が国の海岸及び周辺海域における POPs 等による汚
染状況について整理・考察する。なお、抽出・分析する具体的な物質につい
ては環境省担当官と協議の上決定する。

(5) 数値シミュレーションの実施

毎年度、環境省が提供する前年度の漂流ごみの観測データ（位置、時間、
ごみの種類等）等を用いて、前々年度の 1 月 1 日から前年度末までの漂流ご
みの挙動に関する数値シミュレーションを実施し、その結果に基づき発生源
の特定や漂着した場所等の推定を行う。なお、数値シミュレーションの実施
にあたって民間事業者が用意するデータ及びモデルは以下のとおり。

① 海流データ

海面高度データ等の同化を経た海洋同化プロダクト、もしくは海面
高度計データより推算した表層流データセットで時間刻み幅が 1 日以
下のデータ。加えて、日本近海を対象とする場合の海流データの空間
解像度は 10km 程度であること。

② 風データ

空間解像度が 25km 程度で時間刻み幅が 1 日以下の衛星観測風の格子データ。

③ 数値モデル

上記の海流データおよび風データを用いて、漂流ごみに見立てた仮想粒子の移動を時々刻々と計算する仮想粒子の追跡モデルであること。

④ 上記①～③のデータ及びモデルは査読付の国際学術論文として公表された実績があること。

成果物としては、ごみの種類ごとの結果を取りまとめ、考察を加えるとともに、海域における漂流ごみの挙動が分かる地図動画を作成すること。また、一般国民に理解がしやすいように、カラーの図やグラフを用いる等とりまとめ方法の工夫をすること。

なお、事業の実施に際して疑義が生じた場合は、環境省担当官と協議の上決定するものとする。

(6) 海岸漂着物対策専門家会議及び海岸漂着物対策推進会議で使用する資料の作成

毎年度、(1) で得られた情報を取りまとめ、環境省担当官が指定する日時までに、海岸漂着物処理推進法第 30 条 2 項に基づき環境省が開催する海岸漂着物対策専門家会議（1 回程度、東京都内を想定）及び同条項第 1 項に基づく海岸漂着物対策推進会議（1 回程度、東京都内を想定）で使用する資料（各 60 部程度）を作成する。これら資料の作成にあたっては、環境省担当官と協議の上、論点を整理するとともに地図や図表を多用するなど、出席者に各都道府県での取組状況が視覚的に理解しやすいよう工夫する。作成する資料は、総ページ数 50 ページ程度の本体及び概要版（4 ページ程度）の 2 種類とする。

また、請負者は上記資料を作成する他、環境省担当官と協議の上、海岸漂着物対策専門家会議の日程調整を行うものとする。

両会議に関する過去の議事録・資料等は、以下の URL にて閲覧可能である。

http://www.env.go.jp/water/marine_litter/conf.html

(7) 地理空間情報システム（GIS）を用いた漂着ごみの回収・処理実績等のデータ化

毎年度、環境省が提供する各年度の海岸漂着物等地域対策推進事業の実績

等のデータ（各年度約 3,000 件のデータを想定）を基に、GIS データ（エクセル形式）を作成し、以下の属性情報を格納する。また、英語版の GIS データを作成し、以下の属性情報を英訳したうえで格納する。

- ① 清掃地の位置情報（漂着ごみにあつては、清掃した海岸のおおよその中心点の緯度経度（度単位で）。漂流ごみ及び海底ごみにあつては、ごみの陸揚げ地のおおよその中心点の緯度経度（度単位で））
- ② 所在地（都道府県名から字名及び町丁名まで）
- ③ 海岸名、港名等
- ④ 清掃時期
- ⑤ 回収量（容積 m³ と重量トン）
- ⑥ 清掃した海岸長（km）
- ⑦ 回収密度（容積/km・重量/km）
- ⑧ 組成（自然系〇%、人工系〇%等）
- ⑨ 処分方法（焼却・埋立て等）
- ⑩ 海岸区分・海岸管理者（例えば、「港湾海岸、〇〇県」、「その他・民間」）
- ⑪ 事業主体（都道府県、市町村名等）
- ⑫ 備考（数字にできない情報、定性的な情報、特徴的な情報等）
- ⑬ 添付写真（原則、清掃前後各 1 枚。漂流・海底ごみは清掃後の 1 枚でも可）

なお、作業の過程で疑義が生じた場合は、その都度環境省担当官と協議する。

B. 発生抑制対策に係る調査等

発生抑制対策に係る調査等として、以下の（１）及び（２）の事業を行う。

（１）漂着ごみ対策等に資する事例集等の作成

毎年度、国の機関、地方公共団体、大学研究機関、民間団体等が有する優良な知見・情報等を収集し、以下の事例集等を作成する。なお、平成 27 年度はこれら事例集等を作成し、その後の 2 年間（平成 28 年度及び平成 29 年度）は新たな情報を収集し、事例集等の改訂を行う。ただし、事例集の詳細な内容については、環境相担当官と協議の上、決定するものとする。

作成する事例集は以下のとおりとする。なお、①～③については、1 冊にとりまとめるとともに、英訳版を作成することとする。

- ① 漂着ごみの発生抑制対策に係る事例集（10～50 頁程度）
- ② 漂着ごみ等の効率的な回収に係る事例集（10～50 頁程度）

- ③ 漂着ごみ等の処理に係る事例集（有効利用に係る事例を含む）（10～50 頁程度）
- ④ 漂着ごみ等の学生向け（小中高）教材（1部 10～50 頁程度）

(2) 普及啓発活動

毎年度、普及啓発事業の一環として、全国の高等学校等を対象とした、専門家による出前講座を年間 10 回程度開催する。なお、プラスチックが微細化したマイクロプラスチックによる海洋環境への影響が社会的な注目を集めていることから、環境省が指定するこの分野の専門家に依頼して実施する。出前講座の実施に際しては、日程調整、資料の作成、会場・機材の手配等の運営に必要な業務を行う。なお、出前講座の具体的な内容や実施場所等については、環境省担当官と協議の上決定する（内容については、高等学校の施設内における講義や海岸の見学等を想定している。実施場所については、北海道 1 校、東北地方 2 校、関東地方 2 校、北陸地方 1 校、山陰地方 2 校、九州・沖縄地方 2 校を想定している）。

また、出前講座の実施後、聴講した者に対し実施要項 1. (1) のアンケートを実施し、結果をとりまとめる。

C. 検討会の開催

A. ～B. の調査内容について、専門家約 10 名程度による漂着ごみ対策総合検討会（検討会出席者は、委員 10 名・事務局 5 名・オブザーバー 15 名程度を想定。以下「検討会」という。）を組織し、東京都内で毎年度 2 回程度（各回 2～3 時間程度）開催する。なお、委員の選定及び開催時期については環境省担当官と協議の上決定する。また、請負者は検討会運営に関する主要な作業及び一切の庶務及びそれらに係る経費の支払いを行うものとし、具体的には次に掲げる業務を実施する。

- (1) 専門家へ検討会への参画を依頼し、本人の承諾及び所属機関の同意を得る委嘱手続きを行う。
- (2) 検討会の日程調整、会場の確保及び設備、お茶の手配、マイクの手配及び開催通知の発出を行う。なお、検討会会場は、東京都千代田区霞が関近郊の交通等利便性の高い場所を確保する。
- (3) 環境省担当官が指定する日時までに会議資料案の作成を行い、資料内容及び当日の議事進行について事前確認を受ける。
- (4) 会場の設営及び撤収等を行う。なお、会議資料等（1 回 1 人につき 60 頁程度を想定）は委員への配布分に加え、事務局分（5 部程度）、オブザーバー分（20 部程度）を準備する。

- (5) 検討会座長及び環境省担当官の指示に従い、会議の司会進行を行う。
- (6) 議事録及び概要を作成し、委員及び環境省担当官の確認を受ける。
- (7) 会場諸費用の支払い、出席委員への謝金及び旅費の支給を開催の都度速やかに行う。謝金は委員1人に対して1回あたり17,700円を支給し、旅費は国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に準じて支給する。

また、当該検討会やその他の機会を用いて事前に委員と十分な調整を行い、有効な改善の提案があった場合は、調査開始後であっても可能な範囲で調査に反映させる。さらに、得られた調査結果についても、検討会において詳細な評価・検証を行う。なお、具体的な委員の構成は、環境省担当官と協議の上決定する。

3. 業務履行期限

契約締結日から平成30年3月31日まで

4. 成果物

A. 業務報告書要旨

印刷物60部（パワーポイント形式にて、本事業の概要1頁、2. A. の概要1頁、2. B. の概要1頁）

B. 業務報告書

印刷物60部（A4版150頁程度）

C. 業務報告書概要版

- ・日本語版印刷物60部（A4版50頁程度）
- ・英語版印刷物60部（A4版50頁程度）

D. 2. A.（5）作成したごみの分布図、海域におけるごみの挙動が分かる動画及び（7）で取りまとめたExcel形式のGISデータ2式（電子媒体（DVD-R等）で提出）

E. 2. B.（1）で作成した事例集：各年度印刷物各60部（ワード形式）

F. 上記A.～C.及びE.の電子データを収納した電子媒体（DVD-R等）2式

*報告書の仕様は別添1による。

*報告書及び概要版の作成にあたっては、平成26年度業務の報告書を参考とする。

5. 成果物の提出場所及び締切

提出場所:環境省水・大気環境局水環境課海洋環境室(ただし、4. A.～C. の印刷物については、請負者の責任で各1部ずつを39 沿海都道府県の漂着ごみ等担当者に郵送する。)

締切: 毎年度3月31日まで

6. 著作権等の扱い

- A. 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。)は、環境省が保有するものとする。
- B. 成果物に含まれる請負者又は第三者が権利を有する著作物等(以下、「既存著作物」という。)の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- C. 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- A. 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- B. 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
- C. また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- D. 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- E. 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
- F. また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- G. 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

8. その他

- A. 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。
- B. 会議運営を含む業務
会議運営を含む業務にあつては、「環境物品等の調達に関する基本方針」（平成 27 年 2 月 3 日閣議決定）の「会議運営」の判断の基準を満たすこと。

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成27年2月3日閣議決定。以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。なお、「資材確認票」（基本方針198頁、表3参照）及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」（基本方針199頁、表4参照）を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針（<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>）を参考に適切な表示を行うこと。

英語サマリーについては、以下により作成すること。

(1) 以下の対訳集等を参考に、ネイティブチェックを経ること。

①環境用語和英対訳集(EIC ネット <http://www.eic.or.jp/library/dic/>)

②法令用語については、日本法令英訳プロジェクトの標準対訳辞書

(<http://www.japaneselawtranslation.go.jp/>)

(2) 海外で参照されることを念頭に入力は半角で行い、全角文字や全角スペースは使用しないこと。特に以下に注意すること。

- ・丸数字は使用不可。「℃」→「degrees C」又は「degrees centigrade」
- ・記号はすべて半角。例：「“ ”」→「" ”」、「` ´」→「' ´」、「—」→「-」
- ・化学物質は英文名+化学記号（半角の英数字）。1/4文字にしない。二度目以降は化学記号のみでも可。例：carbon dioxide (CO2)
- ・環境省の略称は「MOE」（大文字）

2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows7 SP1 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；ワープロソフト Justsystem 社一太郎（2011 以下）、又は Microsoft 社 Word（ファイル形式は Word2010 以下）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は Excel2010 以下）
- ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式

- (3) (2)による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。
- (4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 等とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。
- (5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

漂着ごみ対策総合検討業務
海洋ごみの専門家による講義についてのアンケート

1. 本日の講義の内容はわかりやすかったですか。 (□にチェックを入れて回答してください)
<input type="checkbox"/> ①とてもわかりやすかった <input type="checkbox"/> ②まあまあわかりやすかった <input type="checkbox"/> ③すこし難しかった <input type="checkbox"/> ④難しすぎた
(どんなところがわかりやすかったですか、難しかったですか)
2. 講義によって海洋ごみについて関心を持っていただけましたか。
<input type="checkbox"/> ①たいへん関心を持った <input type="checkbox"/> ②すこし関心を持った <input type="checkbox"/> ③あまり関心を持てなかった <input type="checkbox"/> ④まったく関心を持てなかった
(特に関心を持った内容があれば教えてください)
3. 今後、海岸のごみ回収ボランティアなどがあれば参加したいですか。
<input type="checkbox"/> ①ぜひ参加したい <input type="checkbox"/> ②参加してみたい <input type="checkbox"/> ③あまり参加したいと思わない <input type="checkbox"/> ④参加したくない
(既に参加されている活動があれば教えてください)

ご回答日 平成 年 月 日

学校名 ;

ありがとうございました。

漂着ごみ対策総合検討業務
検討会の開催に関するアンケート（案）

別紙 2-2

1. 本検討会の開催場所は適切でしたか。（□にチェックを入れて回答。）
<input type="checkbox"/> ①適切だった <input type="checkbox"/> ②不適切だった
（自由意見欄）
2. 本検討会の開催日時、時間帯は適切でしたか。
<input type="checkbox"/> ①適切だった <input type="checkbox"/> ②不適切だった
（自由意見欄）
3. 本検討会の司会進行は円滑に行われていましたか。
<input type="checkbox"/> ①円滑に行われていた <input type="checkbox"/> ②円滑に行われていなかった
（自由意見欄）

ご回答日 平成 年 月 日

ご所属 ;

氏名 ;

ありがとうございました。

漂着ごみ対策総合検討業務
報告書に関するアンケート (案)

1. 本調査の各項目について、それぞれ貴自治体の今後の業務の参考になりましたか。
1. - 1 漂着ごみ等に係る調査について
<input type="checkbox"/> ①大変参考になった <input type="checkbox"/> ②参考になった <input type="checkbox"/> ③あまり参考にならなかった <input type="checkbox"/> ④参考にはならなかった
(自由意見欄)
1. - 2 原因究明・発生抑制対策に係る調査について
<input type="checkbox"/> ①大変参考になった <input type="checkbox"/> ②参考になった <input type="checkbox"/> ③あまり参考にならなかった <input type="checkbox"/> ④参考にはならなかった
(自由意見欄)
1. - 3 漂着ごみ等生態系影響把握調査について
<input type="checkbox"/> ①大変参考になった <input type="checkbox"/> ②参考になった <input type="checkbox"/> ③あまり参考にならなかった <input type="checkbox"/> ④参考にはならなかった
(自由意見欄)
2. その他、ご意見、ご感想などございましたら、ご記入下さい
(自由意見欄)

ご回答日 平成 年 月 日

都道府県名 ;

ありがとうございました。

提 案 書 類

1. 提案書
2. 提案書 様式 1
3. 提案書 様式 2
4. 総合評価基準対応表
5. 添付資料
 - ①会社概要
 - ②事業報告書（直近のもの）
 - ③収支決算書（直近のもの）
 - ④受託実績
 - ⑤必要に応じた資料
【用語解説や提案詳細説明資料（提案書本文との対応関係を明確にする。）など。】

（ 担当者 ）

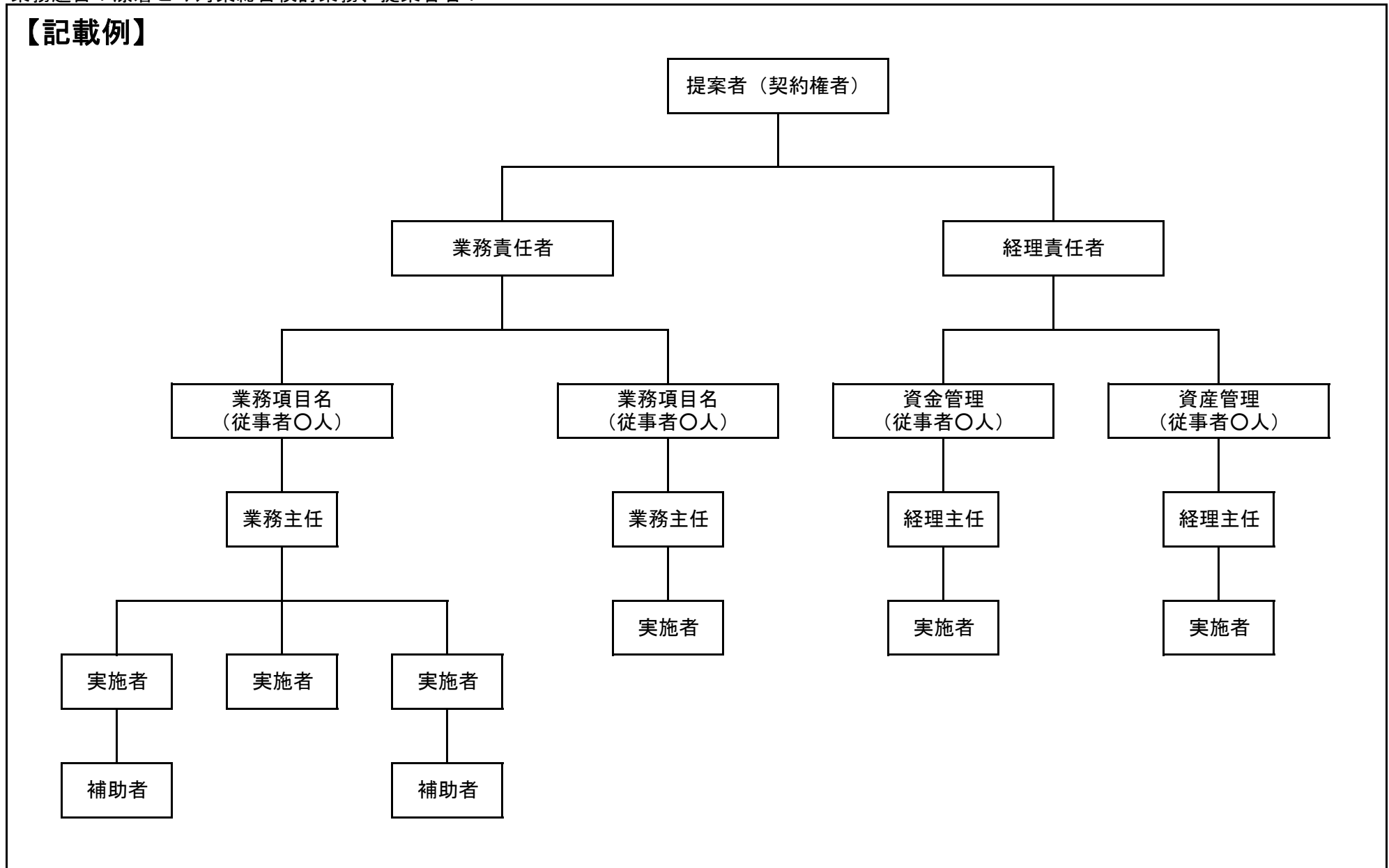
- ①社名、役職
- ②氏名
- ③住所、電話番号、メールアドレス

提 案 書

1. 業 務 の 題 目	漂着ごみ対策総合検討業務
2. 業 務 の 基 本 方 針	提案する業務の基本方針を具体的に記載する。
3. 成 果 の 目 標	業務の目的を達成するための成果の目標を具体的に記載する。
4. 業 務 の 方 法	漂着ごみに係る調査、原因究明・発生抑制対策に係る調査、漂着ごみ等生態系影響把握調査、検討会の開催、報告書の作成について、成果の目標を達成するために実施する業務の方法を具体的かつ詳細に記載する。
5. 業 務 実 施 体 制	(提案者（契約権者）) 住所 役職 氏名
	(業務責任者) 役職 氏名
	(経理責任者) 役職 氏名
	(実施体制、人員数、配置など) 実施体制、人員数、配置などの具体的な説明を記載し、主たる担当者が十分な時間があることを明らかにするほか、様式1を作成。
	(経営基盤) 業務を円滑に実施するための経営基盤の具体的な説明を記載する。
	(業務責任者等の実績及び能力) 業務責任者等など業務従事者が、同種業務や類似業務の実績、業務に関する特許、知見、知識を有している具体的な説明を記載する。
6. 組 織 の 実 績 及 び 能 力	組織が、同種業務や類似業務の実績、業務に関する特許、知見、知識を有している具体的な説明を記載する。
7. 業 務 実 施 期 間	平成○年○月○日から平成○年○月○日まで
	業務の期間、工程などの具体的な説明を記載するほか、様式2を作成。

業務題目 : 漂着ごみ対策総合検討業務、提案者名 :

【記載例】



業務題目：漂着ごみ対策総合検討業務

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
業務項目												
業務項目細分												
業務項目細分												
業務項目												
業務項目細分												
業務項目細分												
業務項目												
業務項目細分												
業務項目細分												
業務項目												
業務項目細分												
業務項目細分												

※27、28、29年度の業務実施計画表を各年度毎に政策すること。

総合評価基準と提案書の対応表
漂着ごみ対策総合検討業務 評価項目及び得点配分基準

提案書審査における評価項目			合計	①基礎点	②加点	提案書 項目番号		
大項目	分類	評価項目						
1. 実施計画								
	業務フロー、 実施スケジュール	(1)	具体的な業務フロー、実施スケジュールが明確に示されているか。業務フロー、実施スケジュールは、環境省の示す要件が満たされているか。	4	4	—	7	
		(2)	事業の業務フロー、実施スケジュールについて、業務が効率的で・確実性があるか。	15	—	15		
	成果の目標	(3)	事業の目的を達成するための具体的な成果の目標が示されているか。	4	4	—	3	
2. 実施体制								
	体制	(4)	本業務を遂行可能な人数が確保され、適切な業務実施体制が構築されているか。	10	10	—	5	
		(5)	効果的・効率的な人員配置が構築されているか(経験・能力に見合った配置、作業量に見合った増員)。	20	—	20		
		(6)	主たる担当者が本業務に従事する十分な時間があると認められるか。	10	10	—		
	専門性・能力	(7)	従事者が、漂着ごみに係る調査等海洋調査業務に従事した実績があるか。	15	—	15	6	
(8)		組織が、漂着ごみに係る調査等海洋調査業務に従事した実績があるか。	15	—	15			
3. 個別業務の実施方法								
	個別業務	漂着ごみの 実態及び現 状の取り組 みに係る調 査等	(9)	漂着ごみの実態及び現状の取り組みに係る調査等について、実施方法、手順等が具体的に示されているか。	3	3	—	4
			(10)	漂着ごみの実態及び現状の取り組みに係る調査等を効果的に実施するための創意工夫等が見られるか。	20	—	20	
		発生抑制対 策に係る調 査等	(11)	発生抑制対策に係る調査等について、実施方法や手順等が具体的に示されているか。	3	3	—	
			(12)	発生抑制対策に係る調査等を効果的に実施するための創意工夫等が見られるか。	20	—	20	
		検討会の開 催	(13)	検討会の構成員及び検討事項が具体的で妥当なものであるか。	2	2	—	
			(14)	実施スケジュールが効率的で確実性があるか。	10	—	10	
	報告書の作 成	(15)	報告書の構成等が分かり易いものであるか。	2	2	—	3	
		(16)	報告書の作成において、結果や考察を読み手に分かり易く伝えるための創意工夫等が見られるか。	15	—	15		
4. その他								
	その他	(17)	仕様書に規定する業務の目的や作業事項に反する提案が無いのか。	10	10	—	2	
		(18)	業務の基本方針が、仕様書を踏まえた妥当なものであるか。	2	2	—	6	
	組織の環境 マネジメント システム 認証取得状 況	(19)	事業者の経営における主たる事業所(本社等)において、ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージ、地方公共団体による認証制度などのうち、第三者による環境マネジメント認証取得の有無、有の場合は認証の名称を記載し、証明書の写しを添付すること。ただし、開札する時点において認証期間中であること。	20	—	20		
合計				200点	50点	150点	全体	

基礎点部分の採点は、技術上の基準を満たす場合に、当該基礎点全部を得点とする。
 加点部分の採点は、配点5点の場合、技術上の基準に基づき、
 優:5点、良:3点、可:1点、不可:0点、の4段階評価とし、配点に応じて係数をかけて得点を算出する。

【漂着ごみ対策総合検討業務】 評価項目一覧表

提案書審査における評価項目			①基礎点	②加点
大項目	分類	評価項目		
1. 実施計画				
	業務フロー、 実施スケジュール	(1) 具体的な業務フロー、実施スケジュールが明確に示されているか。業務フロー、実施スケジュールは、環境省の示す要件が満たされているか。	※	—
		(2) 事業の業務フロー、実施スケジュールについて、業務が効率的で・確実性があるか。	—	#
	成果の目標	(3) 事業の目的を達成するための具体的な成果の目標が示されているか。	※	—
2. 実施体制				
	体制	(4) 本業務を遂行可能な人数が確保され、適切な業務実施体制が構築されているか。	※	—
		(5) 効果的・効率的な人員配置が構築されているか(経験・能力に見合った配置、作業量に見合った増員)。	—	#
		(6) 主たる担当者が本業務に従事する十分な時間があると認められるか。	※	—
	専門性・能力	(7) 従事者が、漂着ごみに係る調査等海洋調査業務に従事した実績があるか。	—	#
		(8) 組織が、漂着ごみに係る調査等海洋調査業務に従事した実績があるか。	—	#
		3. 個別業務の実施方法		
個別業務	漂着ごみの 実態及び現 状の取り組 みに係る調 査等	(9) 漂着ごみの実態及び現状の取り組みに係る調査等について、実施方法、手順等が具体的に示されているか。	※	—
		(10) 漂着ごみの実態及び現状の取り組みに係る調査等を効果的に実施するための創意工夫等が見られるか。	—	#
	発生抑制対 策に係る調 査等	(11) 発生抑制対策に係る調査等について、実施方法や手順等が具体的に示されているか。	※	—
		(12) 発生抑制対策に係る調査等を効果的に実施するための創意工夫等が見られるか。	—	#
	検討会の開 催	(13) 検討会の構成員及び検討事項が具体的で妥当なものであるか。	※	—
		(14) 実施スケジュールが効率的で確実性があるか。	—	#
	報告書の作 成	(15) 報告書の構成等が分かり易いものであるか。	※	—
		(16) 報告書の作成において、結果や考察を読み手に分かり易く伝えるための創意工夫等が見られるか。	—	#
4. その他				
	その他	(17) 仕様書に規定する業務の目的や作業事項に反する提案が無いか。	※	—
		(18) 業務の基本方針が、仕様書を踏まえた妥当なものであるか。	※	—
	組織の環境 マネジメント システム 認証取得状 況	(19) 事業者の経営における主たる事業所(本社等)において、ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージ、地方公共団体による認証制度などのうち、第三者による環境マネジメント認証取得の有無、有の場合は認証の名称を記載し、証明書の写しを添付すること。ただし、開札する時点において認証期間中であること。	—	#

※…必須審査項目については、全てを満たした提案には当該基礎点を配点し、一つでも欠ける提案は失格とする。
#…加点審査項目については、必要な配点数を入れることとする。

従来の実施状況に関する情報の開示

別紙5

1 従来の実施に要した経費

(単位:千円)

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人件費		22,643	19,335	16,865	9,460
事業費		11,065	6,433	8,262	7,574
再委託費		8,562	3,232	5,130	1,767
一般管理費		9,130	5,000	5,743	4,179
消費税		2,570	1,700	1,800	1,838
合計		53,970	35,700	37,800	24,818

(注記事項)

1. 各費目の内容は以下のとおりです。(※1)

請負費:

H23年度: 平成23年度漂着ごみ状況把握調査業務(22,050千円)
検討会回数…3

平成23年度漂流・漂着・海底ごみ原因究明・流出状況分析調査業務(31,920千円)(※2)
検討会回数…2

H24年度: 平成24年度漂着ごみ状況把握調査業務(20,475万円)
検討会回数…2

平成24年度漂流・漂着・海底ごみ原因究明分析調査業務(15,225千円)
検討会回数…2

H25年度: 平成25年度漂着ごみ対策総合検討業務(37,800千円)(※3)
検討会回数…3

H26年度: 漂着ごみ対策総合検討業務(24,818千円)(※3)
検討会回数…2

(※1) 各業務の詳細な仕様や、報告書等提出物については、
環境省水・大気環境局水環境課海洋環境室で閲覧できる。

(※2) H23漂流・漂着・海底ごみ原因究明・流出状況分析調査業務には
平成24年度業務にはない、東日本大震災に係る業務が含まれる。

(※3) 平成25年度以降の漂着ごみ対策総合検討業務には、
平成24年度漂着ごみ状況把握調査業務、
平成24年度漂流・漂着・海底ごみ原因究明分析調査業務を合わせた業務及び、
海岸漂着物地域対策推進事業の実施状況調査等が含まれる。

2 従来の実施に要した人員

(単位:人日)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
従来の実施に要した人員	480	339	284	164

(業務従事者に求められる知識・経験等)

1. 漂着ごみの現地調査手法に関する知識、調査経験を有する。
2. 漂着ごみの分析(分類)に関する知識・経験を有する。
3. 漂着ごみのサンプルの扱い、漂着ごみの適正処理に関する知識・経験を有する。
4. 漂着ごみの種類、発生要因、漂流・漂着メカニズム等の体系的な知識を有し、検討会で専門家との意見交換ができる知識・経験を有する。
5. 漂着ごみの発生抑制対策について包括的な知識があり、発生抑制対策に関する調査経験を有する。
6. 日本のみならず周辺国の漂着物の状況や取り込みについての知識を有する。
7. 海岸漂着物処理推進法に精通しており、海岸漂着物対策推進会議及び海岸漂着物対策専門家会議の内容を認識している。

(業務の繁閑の状況とその対応)

1. 現地調査については全国7か所でほぼ同時期の調査を実施する必要があることから、調査時期は繁忙期となる。
2. 現地調査に係る期間及び人員は、その時点での漂着ごみの量に影響を受けることから、それを勘案した調査計画の立案が必要である。また、漂着ごみの分析(分類)に要する期間についても、漂着ごみの量に影響を受けることとなる。
3. 調査に必要となる許認可の手続きがあり、申請から許可が下りるまで1か月程度見込んでおく必要がある。そのため、契約後速やかに許可申請を行う必要がある。(※1)
4. 検討会での意見を調査計画に反映させるため、契約後速やかに検討会を開催する必要がある。
5. 検討会では過去の検討経緯や検討員の意見を踏まえた議事の設定及び資料作成を行い、取りまとめには検討会での意見を反映できるよう努める必要がある。

(注記事項)

H23年度～平成25年度(民間委託)

H23年度: 平成23年度漂着ごみ状況把握調査業務(一般競争入札)

平成23年度漂流・漂着・海底ごみ原因究明・流出状況分析調査業務(総合評価落札方式)

H24年度: 平成24年度漂着ごみ状況把握調査業務(一般競争入札)

平成24年度漂流・漂着・海底ごみ原因究明分析調査業務(総合評価落札方式)

H25年度: 平成25年度漂着ごみ対策総合検討業務(一般競争入札)

H26年度: 漂着ごみ対策総合検討業務(総合評価落札方式)

(※1)

平成25年度以降における例を示す。

平成25年度以降の漂着ごみ対策総合検討業務においては、石川県羽咋市の調査調査範囲が石川県指定希少野生動植物種であるイカリモンハンミョウの生息地であったことから、石川県文化財保護条例第35条の規定に基づき、石川県教育委員会あてに現状変更等許可申請を行った。なお、当該申請に関する過去の手続きに係る書類一覧は、環境省水・大気環境局水環境課海洋環境室で閲覧できる。

経費の内訳、従来の実施に要した人員

単位:千円

平成23年度漂着ごみ状況把握調査業務

費目	金額
人件費	7,585
(人員数)	144人日
事業費	6,772
再委託費	2,762
一般管理費	3,881
消費税	1,050
合計	22,050

平成23年度漂流・漂着・海底ごみ原因究明・流出状況分析調査業務

費目	金額
人件費	15,058
(人員数)	336人日
事業費	4,293
再委託費	5,800
一般管理費	5,249
消費税	1,520
合計	31,920

平成24年度漂着ごみ状況把握調査業務

費目	金額
人件費	8,325
(人員数)	141人日
事業費	5,252
再委託費	3,232
一般管理費	2,691
消費税	975
合計	20,475

平成24年度漂流・漂着・海底ごみ原因究明分析調査業務

費目	金額
人件費	11,010
(人員数)	198人日
事業費	1,181
再委託費	0
一般管理費	2,309
消費税	725
合計	15,225

平成25年度漂着ごみ対策総合検討業務

費目	金額
人件費	16,865
(人員数)	284人日
事業費	8,262
再委託費	5,130
一般管理費	5,743
消費税	1,800
合計	37,800

平成26年度:漂着ごみ対策総合検討業務

費目	金額
人件費	9,460
(人員数)	164人日
事業費	7,574
再委託費	1,767
一般管理費	4,179
消費税	1,838
合計	24,818

3 従来の実施に要した施設及び設備

○民間事業者において準備した。

1. オフィスでの作業

パソコン、インターネット、ワープロソフト、表計算ソフト、作図ソフト、GISソフト、電話設備、プリンタ、コピー機、シュレッダー、資料等保管庫等

2. 現地調査

GPS受信器、地図、測量用赤白ポール、ペグ、PPロープ、巻尺、スタンドバッグ、フレコンバッグ、ビニール袋、市町村指定ゴミ袋、ニューストーンネット、台はかり、電子てんびん、ばねばかり、カウンター、プラケース、パケツ、電卓、デジタルカメラ、看板、野帳、筆記用具、調査マニュアル、電池他現地調査に必要な器具等

○施設

民間事業者事務室一角

(注記事項)

○事業を実施するために必要となる施設及び設備は、受託者において準備する必要がある。

4 従来の実施における目的の達成の程度

○平成25年度までの事業では、目標設定は行っていない。

○平成26年度では、検討会及び報告書の内容に関するアンケートを実施。結果は現在集計中。

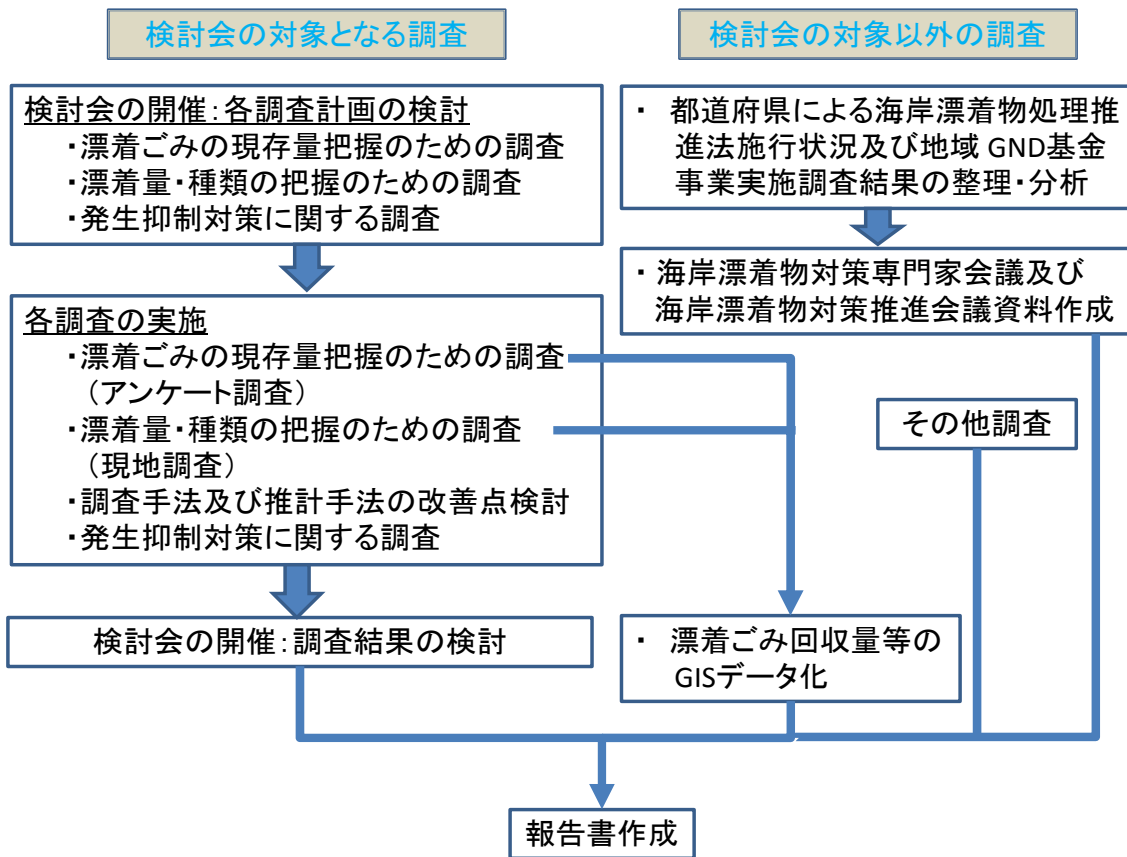
5 従来の実施方法等

従来の実施方法(業務フロー図等)

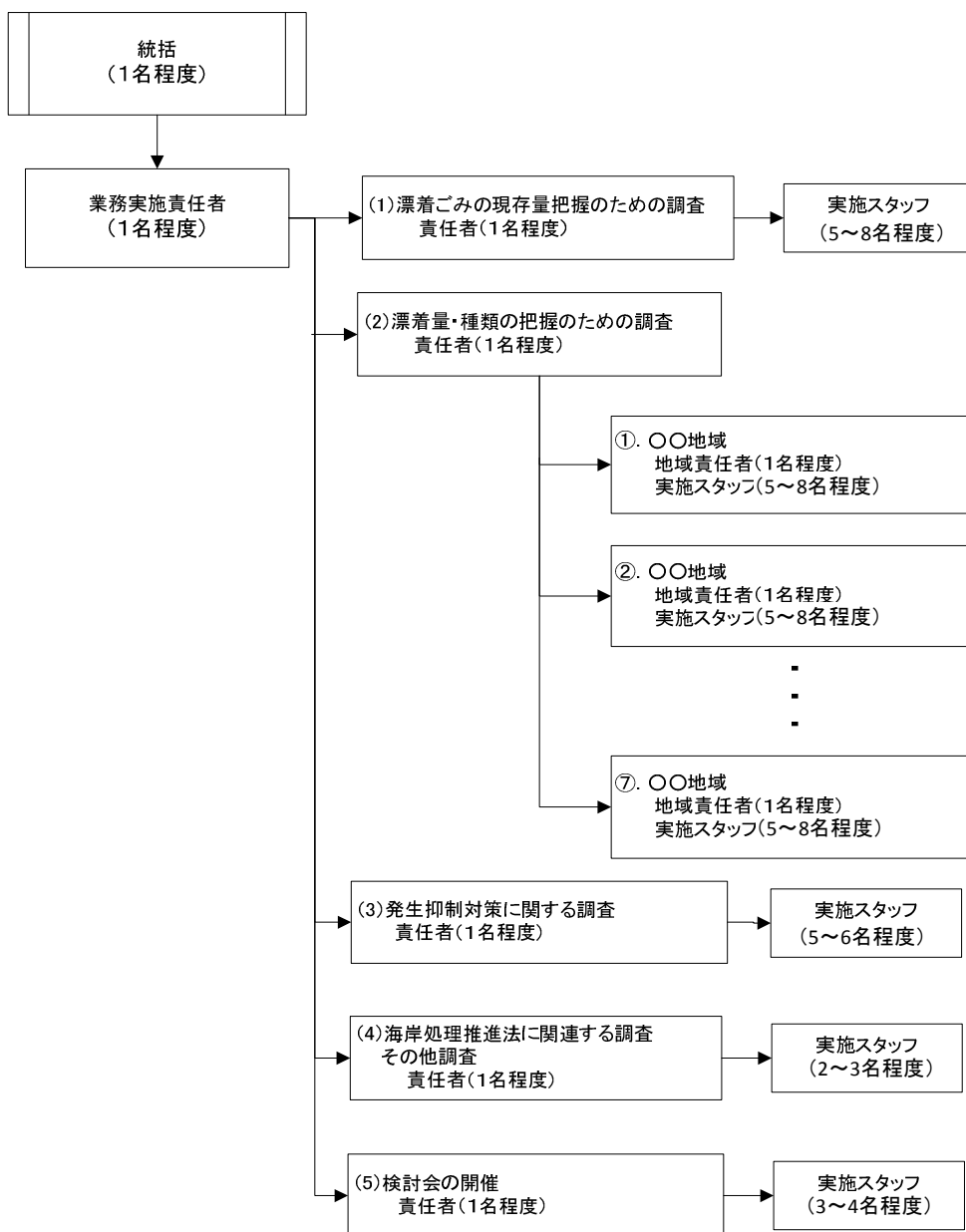
- 1.業務フロー図については別添のとおりです。
2. 従来業務を実施してきた体制図は別添のとおりです。

(注記事項)

業務フロー図



体制図

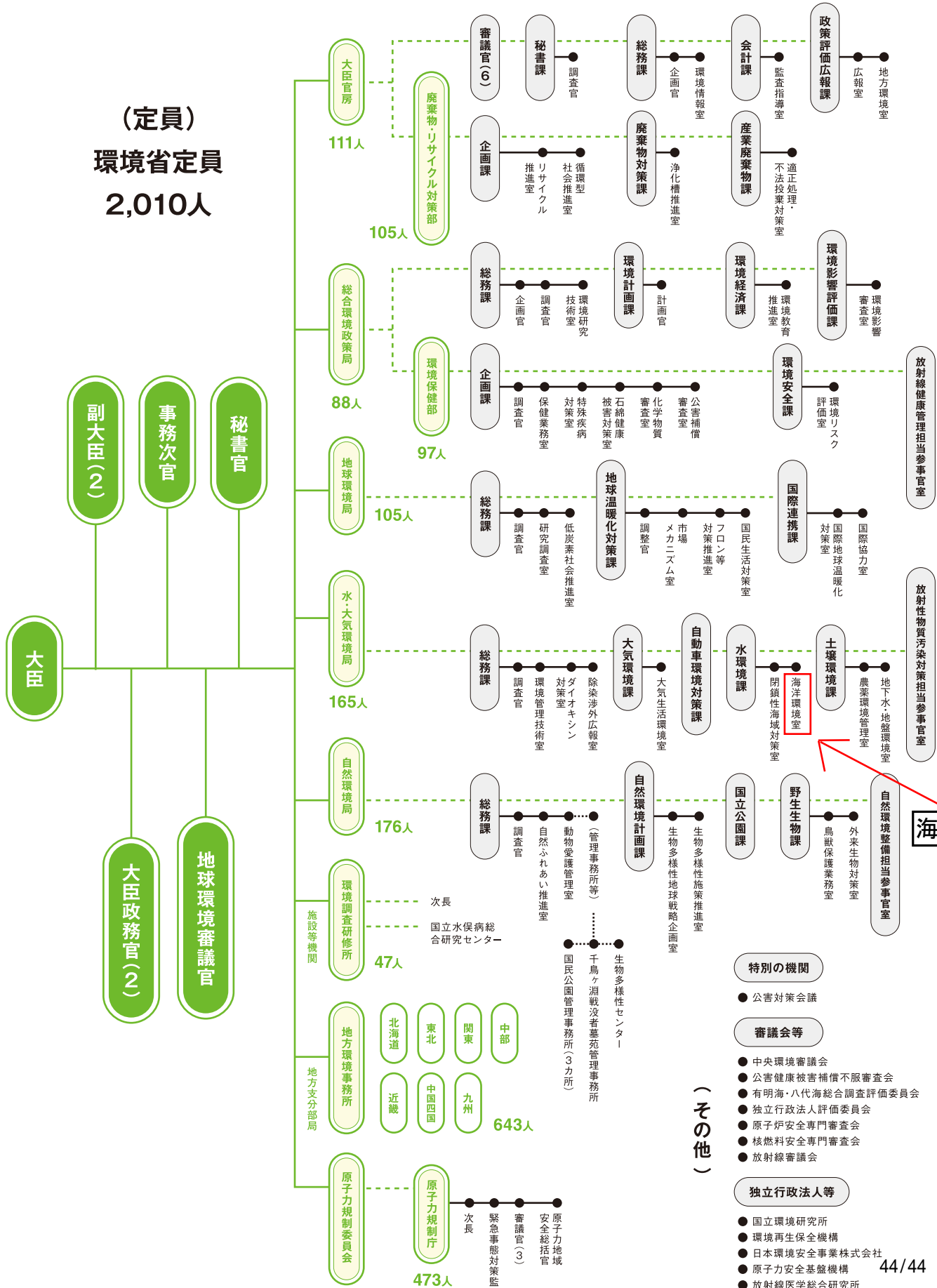


環境省の組織

(平成24年度末)

地球環境をめぐるさまざまな問題に対して、環境省は充実した組織を構築して、取組を行っています。

(定員)
環境省定員
2,010人



海洋環境室